

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年2月3日開催 全国信用組合中央協会]

1. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 金融庁では、2018年にマネロンガイドラインを公表し、金融機関に求められるマネロン対策等をより明確化するとともに、2021年から3年間の猶予期間を設け、全ての金融機関に対し、2024年3月までにガイドラインで求められる態勢の整備を完了するよう要請している。
- これまでの検査・監督においては、達成率が高い金融機関では経営陣がマネロン対策等を経営課題として主体的に行動してきたことが確認されており、金融庁としては、各金融機関の経営陣の姿勢を注視している。
- 態勢整備期限まで残すところ1年余りとなっており、経営陣においては、「他人事ではなく、我が事」として、自行/自社の態勢整備状況とマネロンガイドラインで求められる事項とのギャップを正確に把握し、組織を挙げて、必ず2024年3月までに態勢整備が完了するよう、早急に作業を進めていただきたい。

2. 経営者保証改革プログラム等について

- 2022年12月23日、経済産業省・財務省と連名で、経営者保証改革プログラムを策定・公表し、併せて、各金融機関へ「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について」要請文を発出した。
- 本プログラムにおいて、金融庁としては、同日に改正された監督指針に基づき、
 - ・ 融資の際の保証徴求手続の厳格化や、
 - ・ 意識改革として、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を経営トップを交え検討・作成し、公表することなどを盛り込んでおり、要請文では、当該事項等について、各金融機関に対

し求めていく事項を、実務的な観点から、要請した。

- 改正された監督指針は 2023 年 4 月 1 日から適用となるので、各金融機関においては、それまでに、営業現場の第一線まで、改正された監督指針の趣旨・内容を浸透させ、「個人保証に依存しない融資慣行の確立」に向け、一丸となって取り組んでいただきたい。
- なお、本要請文を受けて、全国銀行協会において、1 月 19 日に、「スタートアップ支援に関する申し合わせ」が公表されたところ。
- 信用組合においても、こうした趣旨も踏まえ、例えば、ガイドラインの要件のうち財務基盤の強化に係るものについて機械的に当てはめることなく、個人保証を求めない対応ができないか、事業の将来性等を踏まえた柔軟な対応を、状況に応じて行っていただきたい。

3. コロナ借換保証への対応について

- 2022 年 10 月 28 日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する信用保証制度(コロナ借換保証)の運用が、2023 年 1 月 10 日から開始された。
- 本制度の利用に際しては、金融機関による、①経営行動計画書の作成支援や、②継続的な伴走支援が求められているなど、金融機関の協力が不可欠であるところ、信用組合においても、関係機関とも蜜に連携し、丁寧かつ親身に対応いただくようお願いしたい。

4. 市場変動への対応について

- 2022 年の金融市場は、国内外の金利や株価を始め、不安定な動きが見られ、多くの金融機関では、保有する有価証券の評価損が大きく拡大していると承知。
- また、国内金利の変動は、有価証券の評価損益以外にも、有価証券の利息

配当金や貸出金利息、取引先・顧客の業況変化など、多岐にわたる影響が考えられるため、金融庁としては各信用組合のリスク管理態勢や対応方針などについて、一層高い関心をもって注視している。

○ 経営陣においては、国内外の金融市場が刻々と変化する中で、より一層リスク感度を高めていただきつつ、

- 自組合の市場見通しに、足元の状況を適切に反映しているか、
- 短期・中長期の両面から、想定される市場変動が貸出も含めた自組合の収益やビジネスモデルにどのような影響を及ぼすか、

等を確認いただき、大きな市場変動に際しては、リーダーシップを発揮して、自身が必要と考える対応を迅速・的確に行っていただきたい。

5. Regional Banking Summit の開催について

○ 2021 年度に引き続き、多様なバックグラウンドを持つ方々が地域金融に係る様々なテーマについて議論する「Regional Banking Summit」を日経新聞社が主催する「地方創生フォーラム」と合同で開催する。

○ 信用組合を含めた一部の地域金融機関にも、合計 12 のパネルディスカッションに参加いただくことになっており、その模様を、2023 年 2 月 20 日に日経チャンネルにてオンラインで配信予定。

○ 今回のパネルでは、地域活性化、金融教育、貧困対策、スタートアップ、組織活性化といった幅広いテーマを取り上げることとしており、是非とも視聴いただきたい。

6. 地域金融機関による人材マッチングについて

○ 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」において、一部の金融機関では、REVICareer へ求人票を多数登録いただくなど積極的に活用いただいております、既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出てきている。

○ こうした中、周知・広報の一環として、都市部の大企業人材を念頭に、地

域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深めていただくためのイベントを開催し、2月11日よりオンラインにて配信予定。

- また、内閣府が実施している「先導的人材マッチング事業」では、2月から、特に重点を置いているスタートアップ人材や大企業人材等のマッチングについては補助金上限額が引き上げられることとなった。REVICareer を活用した大企業人材のマッチングも、この補助金上限額の引き上げの対象となる。
- 引き続き、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、REVICareer の活用も検討いただきたい。

7. 復興庁令和4年度版「産業復興事例集」の公開

- 復興庁が、2023年1月6日に、被災3県（岩手・宮城・福島）における事業者の経営上の優れた取組を30事例紹介する、令和4年度版の「産業復興事例集」を公表した。
- これは復興庁が平成24年度から毎年度発行しているものであり、紹介事例が様々な課題を抱える被災地内外の事業者の参考となるとともに、掲載企業への認知や商談の増加にもつながることが期待されている。
- 本事例集はWeb形式で公表されており、以下のURLまたはQRコードからご覧いただけるので、各金融機関におかれては、役職員の方々に本事例集を共有していただき、事業者支援に活用していただければ幸いです。

復興庁ウェブサイト：

<https://www.reconstruction.go.jp/jireishuu/>

QRコード：



8. 「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取

り扱うことができることとされている。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008年のパブリック・コメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断するとされている。

○ こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となっており、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。

○ このため、金融庁では、2022年12月26日に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」を取りまとめ、公表した。本Q&Aは、

- ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMクレジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、
- ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えない

ことを明確化したものである。

○ 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q&Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組を進めていただきたい。

9. 『業種別支援の着眼点』（試行版）の公表について

○ 2022年4月より、地域金融機関等の現場職員が経営改善支援を行う際の初動対応の着眼点を、支援対象の業種別に取りまとめる委託事業を実施している。

○ 2022年12月15日、事業委託先において、5業種（建設、飲食、小売、卸売、運送）の『業種別支援の着眼点』の試行版が公表された。

○ 組合内勉強会等での活用など、現場職員の事業者支援能力の向上にお役立ていただきたい。

10. 資産所得倍増プラン・令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISAを抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、
 - ・ NISAを一本化して、つみたてNISAを引き継ぐつみたて投資枠と、一般NISAを引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
 - ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ120万円と240万円に拡大することが盛り込まれている。合計で年間最大360万円まで投資できることになり、英国のISAを上回る水準となる見込み。
- また、全体で1,800万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の1,200万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。
- この抜本的拡充後の新しいNISAは2024年1月から施行予定であるが、2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されることとされている。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考えられる。円滑な制度施行に向けて、各金融機関の協力をよろしくお願いしたい。
- なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後5年間で、NISAの総口座数を、現在の1,700万から3,400万に倍増し、NISAの買付額についても、現在の28兆円から56兆円に倍増することを目指すこととしている。
- また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISAの抜本的拡充・恒久化だけでなく、
 - ・ 金融経済教育の充実や、
 - ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保

も重要であり、この点についても各金融機関の協力は不可欠であると考えているので、よろしくお願ひしたい。

- 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらし、NISA 等も裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、各金融機関の理解・協力が必要不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要であり、金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、各金融機関の協力が必須であると考えているので、今後ともよろしくお願ひしたい。
- 今回の NISA 制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取組みだけでなく、利用者と日頃から接している各金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために是非、協力をお願ひしたい。
- また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組を行っていきたい。
- 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、各金融機関から様々な支援を頂き、この場をお借りして感謝申しあげたい。

11. 成長と分配の好循環に向けた賃上げの実現について

- 岸田政権においては、新しい資本主義の実現に向け、成長と分配の好循環を達成するための取組を進めており、賃上げの実現を含め人的投資の拡充はその中核的課題。
- 人的投資や人材育成への積極的対応が、企業の競争力に直結する時代であり、この中で能力に見合った賃上げは重要な経営課題であるとする。是非、

賃上げを含めた人的投資の拡充について、検討いただきたい。

12. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後10年間で官民合わせて150兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
 - ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
 - ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策といった内容を盛り込んでいる。
- 特に、金融機関・投資家が多排出企業のトランジション活動を支援し投融資を行う場合に「ファイナンスド・エミッション」が一時的に増加してしまうという課題については、金融庁、経済産業省、環境省の3省庁共催の「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」の下にワーキング・グループを設置して、考え方や国際発信の方法等を整理していく予定。また、金融庁では、2022年10月に立ち上げた「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を引き続き開催し、2023年6月までに金融機関と企業の対話促進に向けた報告書を取りまとめる予定。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。
- さらに、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などの

ガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。本年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。

- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、各金融機関においても参照いただければ幸い。
- さらに、ESGに関するデータの中でも、特に気候変動関連データの提供・利活用の重要性が高まっており、データの提供側と利活用側が、互いのニーズや課題等について、双方向で情報・意見交換を行うことが重要。このため、金融庁、文部科学省、国土交通省、環境省は、産業界・金融界をメンバーとする「気候変動リスク・機会の評価に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」を設置し、2022年12月22日に初回会合を開催した。今後、必要な対応の方向性等について議論を行っていく予定であり、金融機関におかれても、気候変動開示等にあたりデータを利活用するうえで参考にさせていただきたい。
- 今後、金融庁としては、先ほどの述べた4つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

13. 三陸・常磐ものネットワークへの参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げた。
- 本取組みは、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわ

たる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。

- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的な参加をお願いしたい。

14. 2023年の主要な国際動向について

- 日本は、2023年1月より、G7議長国を務めており、5月11-13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19-21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- G7各国と緊密に連携し、各金融機関の意見も踏まえながら、議論を進めて参りたい。

(以上)